

投稿論文

ジェンダー公正をめざすフェミニズムとイスラーム

— チュニジアの相続法改正問題

小野 仁美

Key Words チュニジア、相続法、国家、フェミニズム、イスラーム

はじめに

ムスリム（イスラーム教徒）の暮らす国々においては、遺産相続に関する法律にイスラーム法¹の相続規定が影響を与えている。イスラーム法の相続規定は、クルアーン²の示す数字を根拠にして、同じ親等であれば男は女の二倍の取分を得るなど、男女間に格差がある。遺産相続についての指示を含むクルアーン第4章は「女性の章」と名付けられており、具体的な相続人とその相続配分を詳述している。以下はその一部である。

男児には、女児の二人分と同額。もし女児のみ二人以上のときは遺産の3分の2を受ける。もし女児一人の時は、2分の1を受ける。またその両親は、かれに遺児のある場合、それぞれ遺産の6分の1を受ける。もし遺児がなく、両親がその相続者である場合は、母親はその3分の1を受ける。またもしかれに兄弟がある場合は、母親は6分の1を受ける。（クルアーン第4章第11節）

この章句からは、男女ともに相続の権利をもつことと同時に、男女の配分が不均衡であることがわかる。イスラーム法の相続規定は、こうしたク

ルアーンの文言に沿うように作られ、相続人の種類やその配分を示す数字は、神によって命じられたものと理解される。

本稿で検討するチュニジアでは、1956年の独立直後に制定された「身分関係法 *Majallat al-ahwāl al-shakhṣīya*²」が、イスラーム法の許容する一夫多妻を禁止するなど、女性の地位向上を実現した先駆的なムスリム家族法として知られている。ところが同法においても、相続にはイスラーム法規定が残存し、これまで幾度かの改正や改正要求の動きが見られたものの、相続分の男女平等を実現するに至っていないのが現状である。

2011年のいわゆる「アラブの春」の先駆けとなった政変を経て、2014年に新憲法が制定されると、相続法の男女平等化を目指す運動が盛んとなり、これを巡って様々な立場が表明されるようになる。2016年、「身分関係法」制定から60年目のこの年に、相続法改正を要求する市民社会運動が活性化し、現在にいたるまで論争が続けられている。

近年の相続法改正問題についての詳細を扱う研究はまだ見られないが、男女の不平等を明確に示す相続法については、近代国家としてのチュニジアがいずれ乗り越えるべきイスラームの障壁と捉える傾向の論者は多い（例えば、Tchaïcha &

Arfaoui 2017: 134-135)。

チュニジア人研究者のエルバルティは、相続規定を含む家族法全体について論じるなかで、チュニジア国内では、イスラーム法に従うべきであるとの立場と、普遍的人権を尊重すべきとする立場が今なお対立しているとして、人権のグローバル・スタンダードに達するためには、伝統的な枠組みの外でイスラーム法を解釈し直す必要があるのではないかと述べている(エルバルティ 2019)。一方で、チュニジアをフィールドとして長く研究を続ける文化人類学者の鷹木は、この運動が従来のようなイスラーム法の新解釈という形ではなく、国連憲章や新憲法などのグローバル・スタンダードな価値基準を論拠とする市民運動であることを高く評価する(鷹木 2017: 74)。こうした流れは、すでに鷹木が指摘していた、国家フェミニズムから市民フェミニズムへの移行(鷹木 2015: 11-30)とその多様化を示すものでもある。

しかし、相続法改正の要求は、人口の9割以上をムスリムが占めるチュニジアにおいて、脱イスラーム化を目指すものなのだろうか。そもそも、チュニジアにおいて、イスラームの教えを尊重する立場は一樣ではない。2011年の政変を経て、それまで反体制側にいたイスラーム主義者らが政権の重要な役割を担うようになったほか、独立以来、国家管理の下に統制されてきたイスラーム的な諸事についても多様な立場が現れている。伝統的なイスラーム学を継承する学者たちが辛うじてその権威を保つ一方で、政治的なイスラーム主義は公的な場での活動が解禁されて存在感を増し、より急進的なイスラーム主義の武装闘争派も出現している。さらに、イスラーム的価値観から女性の権利拡大を目指す「ムスリム・フェミニズム」の動きも見られるようになってきている³。

そこで本稿では、相続法改正をめぐる議論を、男女平等の実現をめざす動きとして捉えるだけでなく、チュニジアにおけるイスラームの多様なあり方という切り口からも考えてみたい。一見すると、伝統的なイスラームのもつ男女不平等なジェ

ンダー規範と、これを克服しようとするフェミニズムという二項対立的なものに見える一連の動きを、国家との関係において捉え直してみるならば、そこには女性の権利という大義名分に隠された国家権力のあり方が見えてくるし、それに対抗するための戦略としての多様な思考や運動があることに気づく。本稿の目的は、2014年の新憲法制定以降のチュニジアにおける相続法改正問題について、国家とフェミニズム、国家とイスラームの相互関係という観点から検討することにより、「イスラームの男女不平等に抗するフェミニズム」という単純な図式によって隠されてしまう権力のあり方と、これに対する多様な運動の展開を明らかにし、現代チュニジアの複合的なジェンダーを照らし出すことにある。

1.ではまず、イスラーム法とチュニジア「身分関係法」の相続規定から、相続とイスラームの関係を見ていく。つづく2.では、チュニジア「身分関係法」をめぐる、国家がフェミニズムとイスラームの双方を管理してきた様子を整理する。そして3.において、相続法改正を要求する世俗主義的な立場、これに反論するイスラーム主義の立場、さらにイスラーム的価値観にもとづきつつ改正を是認するムスリム・フェミニズムの立場について検討を行うこととしたい。

1. 遺産相続とイスラーム法

1 | イスラーム法の相続規定

西暦7世紀にイスラーム教が開始される以前(ジャーヒリーヤ時代)のアラビア半島では、男性父系血族のみが遺産を相続し、女性は相続権をもたなかったとされる。クルアーンは、女性たちに権利をもたらした。実際に、相続や婚資によって得た財産を運用する女性たちが、法廷に出向き、自身の権利を主張していた様子が、歴史研究者たちによって明らかにされている(例えば、Shatzmiller 2007)。しかしながら、クルアーンの

示した相続配分は、男女が平等ではなかったし、スンナ派のイスラーム学者たちは、さらに男性父系血族を優遇する相続規定を練り上げていった (Powers 1990)。

イスラーム法は、10世紀頃におおよその体系が整えられ、スンナ派では4つの法学派が権威を保った。本稿で対象とするチュニジアは、古くからスンナ派マーリク派法学の伝統を有する。ここでは、12世紀のマーリク派の法学者イブン・ルシュドによって書かれた法学書を参考にして、イスラーム法の相続規定を見ておきたい⁴。

被相続人が死亡すると、その財産の中から、最初に葬儀費用、次に被相続人の債務が支払われる。次にその残余から遺贈が実行され、最後に残った財産が相続人の中で分割される。相続人は、配偶者、血族、解放奴隷、国庫の四種類である。同じ親等の複数成員間では均等に分割されるので、例えば長男が優遇されるといったことはない。イスラーム法では、財産を有する権利や、それを処分する権利そのものについて男女の差は設けていないため、女性にも相続権がある。ただし、男女間での相続の配分は平等ではない。

相続はまず、割当相続人への分配から開始し、残余が生じればアサバ (男性父系血族) 相続人へ分配される。それぞれの相続人は、以下のように分類される。

[女の割当相続人]

妻、娘、息子の娘 (いかに下がっても)、母、祖母、父母または父のみまたは母のみを同じくする姉妹

[男の割当相続人]

夫、父、父方の祖父 (いかに遡っても)、母のみを同じくする兄弟

[アサバ相続人]

息子、息子の息子 (いかに下がっても)、父、父方の祖父 (いかに遡っても)、父母または父のみを同じくする兄弟、みぎの兄弟の息子、父方のお

じおよびその息子

アサバとは、男性父系血族であるから、基本的には男性なのだが、娘、息子の娘、父母または父のみを同じくする姉妹は、もし彼女たちに相続資格のある兄弟がいれば、「アサバ化」され、アサバ相続人としてのみ相続するというルールがある。親等の大きさや強度によって、他の相続人を相続から排除するルールもある。誰からも排除されることのない相続人は、息子、娘、父、母、夫、妻である。では、上記の相続人たちは、どのような場合にどのような割合で財産を取得する権利をもつことになるのだろうか。

[娘、息子の相続分]

本稿の冒頭で示したクルアーン第4章第11節にもとづいて、娘は、一人なら全体の1/2、二人以上なら全体の2/3を均分し、割当相続人として受け取る。ただし、上述のように、もし息子が一人でもいれば、娘はアサバ化され、息子：娘を2：1の割合で、アサバ相続人として相続する。他に排除されない相続人 (配偶者、父母) がいれば、その割当分を除いた分が息子と娘で配分されることになる。息子は割当相続人ではないが、割当を完了した残余をすべて受け取る。息子がいる場合には必ず残余が生じるようにできており、他のどの相続人よりも多くの配分を得るようになっている。息子と娘の相続分の割合は、常に2：1である。

[母、父の相続分]

両親については、いくつかの場合分けが必要で、父母がともに遺された場合で、もし被相続人に子あるいは子の子がいれば、父母はそれぞれ1/6を受け取る。子が娘であって、割当完了後に残余があれば、父はアサバ相続人としての分も受け取る。被相続人に子あるいは子の子がいなければ、配偶者の割当を引いた残りについて、被相続人の兄弟が一人以下なら母が1/3で父がその残余すべてを、被相続人の兄弟が二人以上いれば母が1/6

で父がその残余すべてを受け取る。

[妻、夫の相続分]

配偶者間の相続については、クルアーン第4章第12節の前半部分を根拠とし、妻としての相続権は、夫としての相続権の半分になっている。すなわち、妻から夫への相続は、子あるいは子の子がない場合に1/2、子あるいは子の子がいる場合に1/4であるのに対し、夫から妻への相続は、子あるいは子の子がない場合に1/4、子あるいは子の子がいる場合に1/8である。

2 | 男性父系血族（アサバ）の絆を守る慣習

以上のように、スンナ派のイスラーム法相続規定は、息子と娘、あるいは夫と妻の相続割合を2:1とするなどの男女間の不均衡が見られるだけでなく、息子や父などにより多くの権利を付与することで、男性父系血族を基盤とする財産継承のしくみを保全した。クルアーンには、アサバ相続人の規定はなく、クルアーンの指示をそのまま解釈したシーア派の相続規定には、こうした男性父系血族への特権が付与されていない⁵。スンナ派の法学者たちは、啓示に明らかに反することはしなかったが、男性父系血族優先の相続規定を意図して作り上げたと考えられる（Powers 1990）。

男性父系血族の財産を維持するためには、相続以外の方法で財産移転を行うことも可能であった。生前贈与や遺贈ができたし、イスラーム特有の寄進制度（ワクフ）によって、特定の者にもみ財産を遺すこともできた。ワクフとは、土地や建物の所有権を譲渡し、その用益権のみ運用して収益をあげることができる制度で、寄進者やその子孫が恩恵に預かることも可能で、その実態を示す資料も多く残っている。つまり、相続という方法を使わずに、男女を問わず任意に指名した者に財産を移転できたのである。実際に、多くの財産をもつ名家などが、財産の分散を防ぐためにワクフ制度を利用し、一族の範囲内で財産移転を行っていたことが明らかになっている⁶。

また、相続は現金だけではなく、土地やその他

の不動産に加え、家財や装飾品なども対象であった。土地を男子一人のみが継承し、装飾品はおもに女子に渡されるなど、その土地や集落の慣習が、イスラーム法と並行して実践されることもあったと考えられる⁷。男性父系血族の単位を重視する社会の価値観は、イスラーム法の相続規定に大きな影響を与え、イスラーム法とは異なる慣習法もまた、その絆を支えていたのである。

3 | イスラーム法から現代家族法へ

19世紀後半以降、欧米列強の圧力の下に、イスラーム圏の多くの国や地域において西欧近代法の影響を受けた法典編纂が行われた。商法、行政法、刑法などほとんどの分野でイスラーム法の影響が低下していったが、家族法のみがそうした近代的な法制改革を免れて存続した（柳橋 2001: 5-6）。各国が独立して独自の家族法典をもつようになる、それぞれの法典におけるイスラーム法の影響は少しずつ異なるものとなったが、相続については、多くの国でイスラーム法を踏襲した同様の規定が定められた。

チュニジアの相続法は、「身分関係法」（1956年8月13日公布）の第85条から152条に収録されており、スンナ派のイスラーム法に準拠している。以下がその概略である⁸。

被相続人が亡くなると、遺産処分は、以下の手順で行われる（第87条）。①相続財産に関する諸権利の清算、②葬儀・埋葬費用の支払い、③債務の弁済、④遺言の執行、⑤相続。相続人は、割当相続人とアサバ相続人に分けられる（第89条）。

相続は、まず割当相続人に対する遺産の配分から開始される。割当相続人として相続できる男性は、父、父方の祖父（いかに遡っても）、母のみを同じくする兄弟、夫、そして、女性は、母、祖母、娘、息子の娘（いかに下がっても）、父母または父のみまたは母のみを同じくする姉妹、妻、以上の血族である（第91条）。

割当相続人への分配が完了した後、残余があればアサバ相続人に配分される（第114条）。アサバ相続人として相続できるのは、その優先順に以

下の血族である。自身の権利に基づくアサバは、息子および息子の息子、父、祖父および兄弟、兄弟の息子、父方のおじおよびその息子、国庫、他者の権利に基づくアサバは、娘、息子の娘、父母を同じくする姉妹、父を同じくする姉妹である（第113～121条）。他者の権利に基づくアサバというのは、自身の兄弟などの男の存在を理由にアサバ相続人となる女であり、被相続人に息子がいる場合の娘がこれに相当する。この場合、娘は割当相続人としてではなく、アサバ相続人として相続し、その割合は男2に対して女1となる。

割当相続分は、1/2、1/4、1/8、2/3、1/3、1/6の六種類で、イスラーム法と同様に、それぞれの割当相続人に配分が決まっている。まず配偶者の割当分が最優先され、夫は卑属がいなければ妻の遺産の1/2を、卑属がいれば1/4を、妻は卑属がいなければ夫の遺産の1/4を、卑属がいれば1/8を割当てられる。妻は夫のちょうど半分の権利をもつということになる。配偶者への割当後、父母の割当分を計算する。父、母の順に割当てた後、卑属の割当分を計算する（第92～111条）。親等が小さい者がより大きいものを排除するのもイスラーム法と同じである。

男女間の不平等についても、イスラーム法を引き継いでいる。第103条では、娘の相続について、娘一人だけなら1/2、複数なら2/3を等分、兄か弟がいればアサバとして女の相続分は男の1/2である。ほかに、同じ親等であれば男：女が2：1となる箇所はいくつもある。また父母の場合、アサバである父の取得分が母よりも多くなる。配偶者間の不均衡については、夫の相続は子がいなければ1/2、いれば1/4なのに対して、妻の相続は、子がいなければ1/4、いれば1/8となっていてちょうど2：1である（第101条、第102条）。

2. 現代家族法をめぐる 国家フェミニズムと国家イスラーム

1 | 独立後のチュニジアにおける 国家フェミニズム

上述の「身分関係法」は、チュニジアが1956年3月にフランス植民地政府から独立してまもなく、のちに大統領となるブルギーバ首相（Habib Bourguiba 1903-2000年、在任1957-87年）によって制定された。イスラーム法の家族法規定をもとにしつつ、西欧近代法の影響を大きく受けて編纂された法典である。

「身分関係法」においては、イスラーム法で許容されている一夫多妻が明確に禁止された。婚姻関係を解消する前に次の婚姻契約を結んだ場合、新しい契約は無効になり、さらに罰則も課されることになった。また、離婚に関する一連の条項も、「身分関係法」の革新性を代表するものとして知られている。男性からの一方的宣言のみで成立する離婚（タラーク）は禁止された。

ブルギーバは、「身分関係法」をチュニジア国家の先進性を喧伝するための要素とし、身分関係法公布の8月13日を、「女性の日」と名付けて国民の祝日とした（小野 2010: 230-234）。さらに彼は、チュニジア女性連盟（UNFT 1956年-）を創設したり、女性解放政策の推進をしばしば強調した。1957年に初代大統領となったブルギーバと、彼を継いだベンアリー元大統領（Zine El Abidine Ben Ali, 1936-2019年、在任1987-2011年）は、「身分関係法」を女性の権利拡大の象徴として誇示した。

しかしながら、そうした国家主導による諸政策は、国家フェミニズムと評されるようになる。それらは女性たち自身の声を反映したものではなく、植民地支配を脱して新しい国づくりを進めるなかで、国家の枠組を支えるためのものであったという認識である（Voorhoeve 2015: 5-6）。「身分関係法」は、チュニジアにおける権威主義体制の象徴だったともいえよう。

2 | 男性父系血族から核家族へ

「身分関係法」はまた、家族のあり方の変容を促すものでもあった。「身分関係法」の相続規定は、制定後すぐにイスラーム法からの大きな修正を伴う改正が二箇所においてなされている。これらを見ることで、チュニジア国家が、女性の権利を拡大するだけでなく、それまで重視されていた男性父系血族を軸にした親族のつながりを弱め、核家族を基本とした家族像を相続に反映させようとしたことがわかる。

まず一点目は、1957年の義務的遺贈の導入(第191条)である。この条項自体は相続そのものについてのものではないが、父母が既に亡くなっている人の祖父母が亡くなった時、祖父母にほかに子がいると彼／彼女は相続人ではなくなるが、もし父母が生きていれば受け取っていたはずの額を、相続額の1/3を限度に遺贈として受けるというものである。この義務的遺贈は、スンナ派のイスラーム法からは逸脱するものだが、エジプト遺言法(1946年)で制定されて以降、チュニジアを含め他のアラブ諸国もこれにならった立法を行うようになってきている⁹。

もう一つのイスラーム法からの変更は、第143条(追加)である。イスラーム法であれば、アサバ相続人がいない場合、割当相続人への分配後の残余は、非アサバ相続人へ分配されるどころ、これを行わず割当相続人への再配分を行うと定めた。非アサバ相続人とは、娘の子や息子の娘の子、母方の祖父、姉妹の子などである。これによって、割当相続人である母や妻、娘などに、より多くの分配がなされることになった。さらに、割当相続人が娘または息子の娘であった場合には、アサバ相続人が存在していたとしてもアサバ相続は行わず、割当相続人が残余を取得できるとした。同条項の意図は、娘または息子の娘の相続分の保護である。イスラーム法では、例えば被相続人の娘と兄が遺された場合、娘への割当の後、兄がアサバ相続人として相続し、実の娘よりもアサバである兄が優遇されていた。「身分関係法」に施されたこの条項は、兄には分配をせず、娘が

遺産のすべてを取得できるようした。女性の権利を拡大すると同時に、アサバの取り分を縮小したのである。

これらに加えて、1957年にワクフ制度を廃止したことは、男性父系血族の紐帯をさらに弱めた。ワクフ制度は、財産にまつわる権利を生前に他のアサバ成員に移譲することができ、一族内での財産継承を可能としていたが、これ以降、財産は必然的に分散していくことになった。ワクフ制度の廃止は、次節で述べるような、ブルギーバ大統領に反感をもっていたイスラーム学者やその支持者たちを排除していく過程でもあった。国民を国家の下に統制するうえで不可欠な措置だった(Charrad 2001: 43-45)。

3 | 国家管理のイスラーム

ブルギーバ大統領は、女性運動を国家権力の下に置く一方で、イスラームの諸制度にも管理を強める「国家イスラーム」とも呼べるような政策を進めた。独立以前、婚姻や離婚などに関わる案件は、ムスリムならシャリーア法廷、ユダヤ教徒ならラビ法廷というように宗教ごとに管轄されていた。それらの諸法廷は「身分関係法」制定に先立つ8月3日に廃止され、同法が国民すべてに適用される統一された法となった。しかしブルギーバは、「身分関係法」はあくまでもイスラーム法にもとづくものであると主張した¹⁰。また、独立以前に力を有していたイスラーム学者たちを公務員化して取り込み、宗教的諸事や宗教教育を国家管理下においた。反対派のイスラーム学者たちは徹底的に排除されたが、国家体制として脱イスラーム化が目指されたのではなかった(小野 2015: 8-11)。

30年にわたるブルギーバの独裁政権は、1987年11月の無血クーデタによってベンアリー大統領に引き継がれ、彼はさらに、イスラームの国家管理を徹底した。ベンアリー政権は、当時勢いを増していたイスラーム主義団体ナフダ運動(Mouvement Ennahdha)を非合法化し、イスラーム主義者たちを徹底的に弾圧した。一方で、

それまで以上にイスラーム的な儀礼や規律を擁護する姿勢を見せ、大統領自らがメッカ巡礼を行ったり、ラマダーン月はザイトゥーナ・モスクで礼拝する姿をテレビ放映するなど、ムスリムとして国家を統治していることをアピールした。また、アザーン（礼拝の時刻を呼び掛ける声）や金曜礼拝の説教のラジオ・テレビ放送、公式文書におけるヒジュラ暦の併記、内相付宗教局を首相府付に、さらに宗教省へ昇格させるなど、宗教的慣行を復活させながらも、それを厳重な国家管理下においたのである（Ahnaf 1989: 95）。

1993年には、女性の権利を拡大を目的とした「身分関係法」の複数の条項に改正が行われ、イスラーム法に由来する条項がまた減少することになったが、それは国民の要望にもとづくものではなく、大統領主導の下に推進されたものであった（Voorhoeve 2015: 6）。

3. ジェンダー公正を模索する人々

2011年1月、全国に拡大した大衆のデモ活動は、ベンアリー大統領を国外逃亡へと追いやり、独立以降の長期に亘る権威主義体制を瞬く間に崩壊させた。チュニジアの代表的な花の名を冠して「ジャスミン革命」とも称されたこの政変は、国内では「自由と尊厳のための革命」と呼ばれ、その後様々な形で社会の変革を促した。思想や言論の自由が解き放たれ、弾圧によって地下活動を強いられていたイスラーム主義者たちが政治の表舞台に立った。ナフダ運動の指導者ラーシド・ガンヌーシー（Rached Ghannouchi, 1941年-）は、1991年より国外亡命を余儀なくされていたが、2011年3月、20年ぶりにチュニジアの地を踏んだ。同年10月に新しい憲法制定のための議会議員選挙が行われると、正式に党として認可されたナフダ運動（党）は、国全体でおよそ4割もの票を得て第一党となった（小野 2015: 2）。

ただしチュニジア社会は、極端なイスラーム

主義偏重には進まなかった。新政権の采配が経済や治安を一向に改善しないなかで、2012年に世俗主義的勢力が新しく「チュニジアの呼びかけ Nidaa Tounes」党を結成すると、その支持者も増えていった。両者の対立が深まる時期もあったが、「国民対話カルテット¹¹」による仲介が功を奏して、新憲法の制定へとこぎつけることに成功した。イスラーム主義と世俗主義の政治勢力は、互いに折り合いをつける形で新しい国作りを進めることとなったのである（鷹木 2016: 190-198）。

1 | 世俗主義的フェミニストからの 相続法改正要求

2014年1月27日、建国後の憲法以来55年ぶりとなる新憲法が制定された。2011年11月に発足した制憲議会では、憲法におけるイスラーム法の位置づけや男女平等の明記をめぐって、イスラーム主義派と世俗主義派の激しい対立が続いていたが、両者が妥協する形で新憲法制定が実現した（鷹木 2016: 234-254）。

2014年憲法においては、イスラームを国教とする第1条は旧憲法のまま存続する一方で、前文に「国家は、すべての男性国民と女性国民の諸権利と諸義務の平等を尊重する」という、男女平等を明確に示す文言が記され、女性の権利を尊重する具体的な条項（第46条など）も新たに盛り込まれた。憲法規定にもとづいて、同年4月には、女性差別撤廃条約（CEDAW）に付されていた留保すべての解除が実現した（Tchaïcha & Arfaoui 2017: 120）。

さらに12月に、「チュニジアの呼びかけ」党創設者のカーイド・スィブスィー（Beji Caid Essebsi, 1926-2018年）が新大統領に就任すると、男女平等の理念を掲げた様々な運動が展開していく。フェミニズムを掲げた運動は、すでに1980年代以降、ある一定の範囲内で起こっていたが、ブルギーバの独裁政権を引き継いだベンアリー元大統領の統治下においては、言論や思想が著しく制限され、自由な議論はなされていなかった。イスラーム主義者たちの解放と同様に、フェミニズム

運動も活性化したのである。

2016年、相続法の男女平等をめざす大規模な市民運動が、チュニジア独立および「身分関係法」施行から60周年にあたるこの年に挙行された。ベンアリー政権下においてもすでに、二つの女性団体「チュニジア民主女性協会(ATFD、1989年設立)」と「開発調査のためのチュニジア女性協会(AFTURD、1989年設立)」の主導のもとに、同様の活動が試みられたことがあったが、法改正には至らなかった(鷹木 2017: 74-78)。それらの団体は、国家からは独立したものではあったものの、その言説は検閲されていたとされる(Voorhoeve 2015: 7)。言論の自由が取り戻されたことで、相続法改正を要求する運動はより広い活動を伴って再開された。それは、独立以来の上からの改革である国家フェミニズムとは異なり、市民主導によるものであった。活動を先導したのは、世俗主義的な主張をもつフェミニストたちであった。

翌2017年、スィブスィー大統領は「女性の日(8月13日)」の演説において、男女同権を推進するための相続法の改正と、ムスリム女性と非ムスリム男性との婚姻を制限する行政令撤廃の意思を表明した。すぐさま法改正に向けた具体的準備のための「個人の自由と平等委員会(COLIBE)」が設立され、翌9月にはまず、配偶者選択を宗教によって制限する行政令が撤廃された。ただし、配偶者選択における宗教の問題は、クルアーンに明確な文言はなく、相続法に比べてその法改正は比較的容易なものだった。これに対して相続法の改正は、それが経済的な利害関係に直接結びつくことに加えて、クルアーンに明示された相続規定を変更することへの抵抗から、イスラーム主義者からの反論を含む大きな論争へと発展していった(Bessis 2017)。

2 | イスラーム主義者からの反論

相続法改正を呼びかけた大統領演説は、イスラーム主義政党ナフダ党のメンバーや、その支持者からの反発を招いただけでなく、スンナ派の最

高権威とされるエジプトのアズハル機構からも反対を主張する声明が出されて大きな話題となった¹²。しかも、クルアーンに示された相続規定の維持を主張したのは男性たちだけではなかった。チュニジアの女性宗教学者たちからも、イスラーム教はもともと男女の平等を唱えているのであり、クルアーンにもとづく相続規定を改正する必要はないとする意見が発せられた¹³。

女性ナフダ党議員で元制憲議会副議長であったマフレザ・ラアビーディーは、家族の絆の重要性は、2014年新憲法の第7条にも明示されているのであり、この問題はより慎重に扱われるべきであると述べ、性急な法改正への異議を示した。また、イスラームの枠組みのなかでの解決をせず、世俗化という形での改正を進めてしまうことで、ときに過激な手法で国家体制のイスラーム化実現を望むサラフィー主義者¹⁴らの反発が劇化するのではと危惧する声もある(Brésillon 2018)。

相続法改正を否定する立場は、2011年政変以前から、より若い世代に支持されていたという研究もある。2004～2005年に実施された調査によれば、当時の40歳以下の女性たちは、クルアーンに由来する現行相続法を認めており、むしろ親世代の人々が、相続の男女平等を望む傾向があったという。若者たちがより保守的な理由は、彼らが1980年代のイスラーム主義の影響を大学などで受けたためではないかと分析されている(Kerrou 2006: 189)。

他方で、最近の新しい動きとして注目すべきは、イスラーム的な価値観の範囲内で相続法の改正に賛成するムスリム・フェミニズムの立場を取る女性たちである。彼女たちは、チュニジアの独立後に「身分関係法」のイスラーム的正統性を保証した宗教界のエリート学者たちとも異なるし、かつて反体制運動を展開し、2011年政変後に政権の側に立ったイスラーム主義者たちとも距離において、自らの主張を発信し始めている。

3 | ムスリム・フェミニズムの論理

チュニジア人女性思想家ユースフ¹⁵は、著書『相続と婚姻と同性愛におけるムスリム女性の当惑¹⁶』で、クルアーンの章句の新しい読み方について詳述している。クルアーンは、それぞれの時代や社会状況に応じた解釈が可能であり、イスラーム法に示された相続規定は決して固定的なものではないという (Yūsuf 2008: 226-227)。

ユースフは、クルアーン第4章第11節「男児には、女兒の二人分と同額。もし女兒のみ二人以上のときは遺産の三分の二を受ける」の章句を、中世期のタバリーやラーズイー、現代のイブン・アシュールなど著名な学者たちを引用しつつ、現代社会に見合う解釈を展開している。曰く、クルアーンは「男児には女兒の二人分」とすることによって、それ以前の時代に抑圧されていた女性の取分を強調する形で呼びかけた。しかし、女兒二人の取分には沈黙しているし、それは同時に男児の取分にも沈黙したのであって、相続の取分についての新しい解釈 (イジュティハード) の扉は開いている。同様に、アサバについてもクルアーンは沈黙しており、中世のイスラーム法学者たちが、当時の社会状況に照らしてその取分を優遇していたにすぎないというのである。さらにユースフは、次のように述べる。イスラーム以前に、女性たちが相続権をもたなかったのは、彼女たちが夫や兄や父や共同体によって養われていたからである。これに対して、今日の新しいムスリム社会の状況においては、女性たちが家族を扶養していることもあるし、女性のみが唯一の扶養者であることすらある。現代の立法においては、女性に財産があれば家族を扶養する義務があるのだから、相続も平等であるはずであると (Yūsuf 2008: 17-58)。

2018年3月に開催された相続法の男女平等化についての研究集会で、ユースフは、「相続の平等——法解釈から倫理へ」と題する講演を行った。その内容を収録した出版物には、世俗主義的なフェミニズムとムスリム・フェミニズムの双方の立場からの論考が並べられている。同書で彼女

は、「男女の平等こそが宗教の規範であり、女性の取分を男性より少なくするような解釈は、(クルアーンそのものではなく、中世の) 法学者による産物なのである」として、神の言葉そのものであるクルアーンの意図に沿うことで、男女の平等が実現できると主張している (Yūsuf 2018: 9-18)。

おわりに

チュニジアにおける相続法についての様々な立場は、この問題が、「イスラームに由来するジェンダー規範を克服しようとするフェミニズム」という単純な構図では描き切れないことを示している。相続法改正をめぐる論争は、国家フェミニズムから市民フェミニズムへの展開であると同時に、イスラームの教えや思想を根拠として活動する人々の多様なあり方の現出でもあると捉えるべきであろう。

チュニジアの「身分関係法」には、クルアーンに由来する男女不平等な相続規定が継承されている。一方で、同法制定時の1956年には、やはりクルアーンで許容された四人までの妻帯が禁じられていた。ただしそれは、国民の議論を交えた改正ではなく国家権力の権限によるもので、真の女性解放になり得なかったし、自律的なイスラームのあり方をも阻害するものだった。イスラーム法規定が部分的であれ残存する「身分関係法」は、国家フェミニズムの象徴であっただけでなく、イスラーム的な諸事を国家統制の下におく始まりでもあったのである。

2011年政変は、国家体制の激変とともに、国民の行動を大きく変化させた。相続規定の改正を求めることは、アラブ・イスラーム諸国のなかで最も先進的であると評される「身分関係法」をもつチュニジアであっても、多くの困難を伴うものである。しかも、長期にわたる権威主義体制下では、自由な議論はほとんど不可能であった。政変後、言論と思想の自由が取り戻され、それまでタ

ブー視されていた相続法問題に、女性たちの運動が声を上げた。イスラーム主義者たちからは、これに反発する意見が表明された。しかしその一方で、むしろイスラームを尊重するからこそ、相続法を改正すべきだと主張するムスリム・フェミニズムの立場の女性たちも現れている。

チュニジアの独立以来初めて、ジェンダーとイスラームに関わる問題について、国民自らが自由に意見を取り交わす機会を持てるようになった。繰り返される議論のなかで、家族内の扶養の問題や、女性たちの就労をめぐる問題に加えて、性的マイノリティーの問題なども取り上げられるようになってきている (Brésillon 2018)。そうした多様な議論や主張は、2011年政変で希求された「自由と尊厳」の具体的な現れの一つなのである。

2018年6月、スィブスィー大統領直轄の「個人の自由と平等委員会 (COLIBE)」が、相続法を含む複数の法改正を提案するレポートを提出した。その内容は、新憲法と人権思想に適合すべく国内法を検討したものであり、それらがイスラーム的な価値観に矛盾しないことを丁寧に裏づける記述を付している (Lajnat 2018: 15-21)。同年8月、大統領は、相続法改正のための法案提出の意向を言明した。これに対しては、イスラーム主義政党ナフダ党による公式な反対が表明されたが、11月23日、同法案は閣議を通過した。

ただし、大統領主導による法改正については、国家フェミニズムへの揺り戻しの懸念もある。世俗主義ともイスラーム主義とも異なる新しい主張を展開するムスリム・フェミニズムもまた、政治的に利用される危険を孕む。そのようななかで、翌2019年秋に予定されていた大統領選挙と議員選挙を前に、スィブスィー大統領が7月に死去し、相続法改正への議論は一時停止している。新大統領には、既存の政治体制のいずれにも属していない憲法学者のカイス・サイイド (Kais Saied 1958年-, 在任2019年-) 氏が選出され、今後のチュニジアの動向が注目されている。

注

- 1 本稿では、イスラーム法の語を、前近代のイスラーム法学者によって形成された啓示に由来する規範体系として使用する。イスラーム法の形成とその家族法関連規定については、小野 2019: 116-133を参照。
- 2 結婚や離婚、子の養育、相続などを定めた法律。他のイスラーム圏の国々でも同様の法典が、20世紀以降に制定されている。
- 3 「ムスリム・フェミニズム (あるいはイスラミック・フェミニズム)」とは、イスラームの新しい解釈にもとづいて女性の権利拡大を目指す流れで、1990年代よりムスリム女性思想家や活動家に見られるようになったものである (Badran 2009: 242-252)。チュニジアでは2011年政変以降、その活動が表面化するようになった。
- 4 イブン・ルシュド (1126-1198年) の『上級法学者の端緒、求道者の到達』「遺産相続の章」(Ibn Rushd 2002: 720-741)を参照してまとめた。
- 5 スンナ派とシーア派の相続規定の違いについては、堀井 2004: 19-21を参照。
- 6 チュニジアのワクフ制については、文書史料にもとづく実証的な研究を収めた論集がある (Ferchou (dir.) 1992)。
- 7 例えば、モロッコで1970年代に行ったフィールド調査の記録 (中野・堀内編訳 2017: 112-118) に、相続の慣習に関する詳細な情報がある。
- 8 チュニジア「身分関係法」の条文とその解説については、Karami 2018を参照した。
- 9 義務的遺贈については、真田・松村 2000: 110-111を参照。
- 10 チュニジア人社会学者のズガルの言葉を借りれば、公的な言説は「身分関係法」をシャリーア (イスラーム法) にもとづくものとして正当化しつつ、その進歩的かつ近代的な側面をも主張したのである (Zeghal 2013)。
- 11 「国民対話カルテット」は、チュニジア労働総同盟、チュニジア商工業・手工業経営者連合、チュニジア人権擁護連盟、チュニジア全国法律家協会の4団体から構成された。2015年に、その仲介の功績により、ノーベル平和賞を受賞している。
- 12 *Daily News Egypt* 2017, "Al-Azhar Rejects Calls for Inheritance Equality Between Men and Women Following Tunisian Initiative," 21 August 2017.
<https://www.dailynewsegypt.com/2017/08/21/al-azhar-rejects-calls-inheritance-equality-men-women-following-tunisian-initiative/> 最終閲覧2019年11月22日。
- 13 Thoraya Kassmi 2018, "al-Mahr wa-al-mirāth wa-al-nasab 'alā al-tāwla al-barlamān wa-jadal kabīr fī al-shāri' al-tūnisi," *Mim*, 2 April 2018.
<https://meemmagazine.net/2018/02/02/> 最終閲覧2019年

11月22日。

- 14 もともとはサラフの時代（初期イスラーム）の価値観を重視する立場を指すが、近年のチュニジアにおいては、過激で暴力をも辞さない行動に出る人々のことをいう。
- 15 ユースフの著作と、チュニジアにおけるイスラームの近現代史におけるその位置づけについては、タイスによる研究（Tais 2015）がある。
- 16 Yūsuf 2008. 同書は、2011年政変以前の刊行物であり、筆者が2013年にチュニジアを訪れた折には入手が困難であったが、2019年3月の調査時には、チュニス市内のいずれの書店にも、同書を含む彼女の複数の著作が並べられていた。

参考文献

- Ahnaf, M. al-. 1989. "Tunisie: un débat sur les rapports État/religion," *Monde arabe-Maghreb Machrek*, 126, 93-108.
- Badran, Margot. 2009. *Feminism in Islam: Secular and Religious Convergences*, London: Oneworld.
- Bessis, Sophie. 2017. "Mobilisation des femmes tunisiennes pour un héritage égalitaire: Une bataille au long cours," *Orient XXI* (4 octobre 2017). <https://orientxxi.info/magazine/mobilisation-des-femmes-tunisiennes-pour-un-heritage-egalitaire>, 2023 最終閲覧2019年11月22日.
- Brésillon, Thierry. 2018. "Tunisie. L'égalité devant l'héritage contestée Islam, réforme et démocratie," *Orient XXI* (4 September 2018). <https://orientxxi.info/magazine/egalite-dans-l-heritage-audace-et-limites-du-modernisme-tunisien>, 2595 最終閲覧2019年11月22日.
- Charrad, Mounira M. 2001. *States and Women's Rights: The Making of Postcolonial Tunisia, Algeria, Morocco*, Berkeley: University of California Press.
- Ferchiou, Sophie (dir.). 1992. *Hasab wa nasab: parenté, alliance et patrimoine en Tunisie*, Paris: Centre national de la recherche scientifique.
- Ibn Rushd al-Hāfid, Abū al-Walīd Muḥammad ibn Aḥmad ibn Muḥammad. 2002. *Bidāyat al-mujtahid wa nihāyat al-muqtaṣid*, Beirut: Dār al-Kutub al-'Ilmiyah.
- Karamī, Nazzār. 2018. *Majallat al-aḥwāl al-shakhṣiya/Qānūn tanzīm al-ḥālat al-madaniya: matharāt bi-qarārāt ta'qibiya*, Tunis: al-Sharika al-Tūnisīya lil-nashr.
- Kerrou, Mohamed. 2006. "Enquête qualitative sur les représentations et les pratiques de l'héritage en Tunisie," *Plaidoyer pour l'égalité dans l'héritage (Egalité dans l'héritage, pour une citoyenneté pleine et entière, Tome II)*, Tunis: AFTURD, 189-227.
- Lajnat al-Ḥurriyāt al-fardiya wa-al-musāwāt. 2018. *Taqīr lajnat al-Ḥurriyāt al-fardiya wa-al-musāwāt*.
- Powers, S. David. 1990. "The Islamic Inheritance System: A Socio-Historical Approach," Chibli Mallat & Jane Connors (eds.), *Islamic Family Law*, London: Graham & Trotman, 11-29.
- Shatzmiller, Maya. 2007. *Her Day in Court: Women's Property Rights in Fifteenth-Century Granada*, Cambridge: Harvard University Press.
- Tais, M. Amine. 2015. "Islamic Perspectives in Post-revolutionary Tunisia: The Work of Olfa Youssef," *Journal of Religion and Society*, 17, 1-12.
- Tchaïcha, Jane D. & Khedija Arfaoui. 2017. *The Tunisian Women's Rights Movement: From Nascent Activism to Influential Power-broking*, London & New York: Routledge.
- Voorhoeve, Maaike. 2015. "Women's Rights in Tunisia and the Democratic Renegotiation of an Authoritarian Legacy," *New Middle Eastern Studies*, 5, 1-16.
- Yūsuf, Ulfa. 2018. "Qirā'a hijābiya min ajli al-musāwāt fī al-mīrāth bayna al-rajl wa-al-mar'a (min al-fiqh ilā al-akhlāq)," *al-Musāwāt fī al-mīlāth bayna al-qirā'at al-mutajaddida lil-naṣṣ al-dīnī wa-al-taḥawwulāt al-mujtami'iya*, Kurīdīf: Tunis, 9-18.
- . 2008. *Ḥayrat al-muslima fī al-mīrāth wa-al-zawāj wa-al-jinsiya al-mithliya*, Tunis: Saḥr lil-nashr. (English translation: Olfa Youssef (tr. Lamia Benyoussef). 2017. *The Perplexity of a Muslim Woman: Over Inheritance, Marriage, and Homosexuality*, Lanham (Maryland): Lexington Books.)
- Zeghal, Malika. 2013. "The Implicit Sharia: Established Religion and Varieties of Secularism in Tunisia," Winnifred Fallers Sullivan & Lori G. Beaman (eds.), *Varieties of Religious Establishment*, London: Ashgate, 107-130.
- エルバルティ・ベリグ。2019。「アラブ国としてのチュニジアにおける人権の普遍化とイスラームとの関係——家族法における展開を中心に」『法学セミナー』774, 46-51.
- 小野仁美。2019。「古典イスラーム法の結婚と離婚」森田豊子、小野仁美編著（長沢栄治監修）『結婚と離婚（イスラーム・ジェンダー・スタディーズI）』明石書店, 116-133.
- . 2015。「現代チュニジアにおけるシャリーアと女性——ラーシド・ガンヌーシーのイスラームの女性解放論」『イスラム世界』83, 1-29.
- . 2010。「女性の地位と一夫一婦制——斬新な家族法」鷹木恵子編著『チュニジアを知るための60章』明石書店, 230-234.
- 眞田芳憲・松村明編。2000。『イスラーム身分関係法』中央大学出版部。
- 鷹木恵子。2017。「チュニジアにおける『個人地位法』制定から60年目の論争——相続の男女平等と女性の配偶者選択の自由をめぐる」『中東研究』528, 73-85.
- . 2016。『チュニジア革命と民主化——人類学的プロセス・ドキュメンテーションの試み』明石書店。
- . 2015。「チュニジア革命と民主化移行期における

女性たちの活動——国家フェミニズムから市民フェミニズムへ』『国際学研究』6, 11-30.

中野暁雄、堀内里香編訳. 2017. 『モロッコのベルベル語による民族誌的語り』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.

堀井聡江. 2004. 『イスラーム法通史』山川出版社.

柳橋博之. 2001. 『イスラーム家族法——婚姻・親子・親族』創文社.